

保護者 様

## 学校感染症による出席停止について

群馬県立渋川工業高等学校  
校長 諏訪 淳一

学校において予防すべき感染症（学校感染症）に罹患している場合は、学校保健安全法 第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。

なお、感染の恐れがなくなり登校できるようになりましたら、医師記載の「治癒証明書」を登校時に必ず持参し、学校へ提出してください。

### 学校で予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	学校で予防すべき感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、パスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症(群馬県では定めていません)	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

- 【注】・手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症は、原則出席停止扱いにはなりません。  
・インフルエンザは、別様式「インフルエンザ療養報告書（保護者記入）」、新型コロナウイルス感染症は、別様式「新型コロナウイルス感染症療養報告書（保護者記入）」をお使いください。

## 治癒証明書

群馬県立渋川工業高等学校長

年 科 氏名

上記生徒は、学校感染症（病名： 診断日： 月 日）のため出席停止となっておりましたが、他者への感染の恐れがなくなりましたので、登校しても差し支えないことを証明します。

出席停止期間： 月 日 ～ 月 日

令和 年 月 日

医療機関名

医師名